

「長洲港土砂処分場整備事業に係る環境影響評価方法書」に関する
熊本県環境影響評価審査会意見

標記方法書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[大気環境]

〈騒音・振動〉

- (1) 工事用車両の走行に伴う騒音は、車両が交差点から加速することで大きくなることから、走向ルートにおける曲がり角や交差点付近を調査地点に設定することを検討すること。

[水環境]

〈流向・流速〉

- (1) 流向及び流速の調査にあたっては、表層及び底層の両方の流況を測定すること。
- (2) 流向及び流速の予測について、昨今大雨による河川の増水が頻発していることを踏まえ、平常時以外の場合の河川からの流入についてもシミュレーションを検討すること。
- (3) 流速の減少など、流況の変化による地形の変化等の影響について十分な調査及び予測を行うとともに、付近の生態系や塩生植物への影響についても予測等を行うこと。

〈水質〉

- (1) 水質の測定について、溶存酸素量の鉛直分布を把握する必要がないか検討すること。

[動物・植物・生態系]

〈動物（鳥類）〉

- (1) 事業実施予定区域の北側にはラムサール条約登録湿地が存在しており、その周辺の干潟には鳥類の重要な種などが生息している可能性があることを踏まえて調査するとともに、生息を確認した場合には予測、評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

〈植物〉

- (1) 対象事業実施区域周辺にはアマモ、コアマモ又はウミヒルモが生息している可能性があることから、今後適切な手法により調査を行うとともに当該種が確認され場合は、予測及び調査を行うとともに、適切な環境保全措置を検討すること。

〈生態系（水生生物）〉

- (1) 底生動物の調査手法として、採泥器や方形枠に加えて、底引き網やドレッジの併用、漁師から網ごと買い取る等の方法による大きい生物や希少な生物の採取を検討すること。
- (2) 干潟においては潮間帯の上部から下部で生物相が異なることに留意し、ランセンサス等の手法による調査を検討すること。